

令和6年度はパワーアップ!

空き家の活用・流通支援制度の受付を開始します!

京都市では、平成26年4月から「京都市空家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、空き家の活用をはじめ、予防や適正管理等を総合的に推進しています。

この度、空き家の活用・流通を促進するため、令和6年度の各種支援制度の受付を4月1日(月)から開始します。

1 空き家活用・流通支援 専門家派遣制度

一戸建て・長屋建ての空き家等を活用・流通させようとする場合に、必要な助言や情報提供を行う専門家(地域の空き家相談員*及び建築士)を現地に派遣します。さらに派遣後、相続や登記についてお困りの方は、司法書士への相談も可能です。

*空き家に関して気軽に相談できる、京都市の研修を受けて登録された宅地建物取引士



(1) 相談内容

- ・ 空き家の状況を踏まえた活用や流通等に関する助言
- ・ 空き家の劣化状況等の診断 など

(2) 申請対象

- ・ 空き家の所有者
- ・ 空き家の管理者
- ・ 空き家の所有者から委任を受けた方

(3) 対象空き家

- ・ 京都市内にある、一戸建て又は長屋建ての住宅の空き家
- ・ 1年以内に空き家となる予定の建物
(住宅以外の用途を兼ねるものを含む)

(4) 派遣日時

申請日から2週間後以降で御希望をもとに決定

(5) 費用

無料

(6) 申請方法

ホームページから申請書をダウンロードして必要事項を記入し、FAX、郵送又は「空き家相談窓口」(2ページ目下部参照)にて申請してください。申請書は窓口でも配布しており、また、ホームページのフォームからも申請いただけます。

(URL) <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000168674.html>

(7) その他

年度途中で予算額に達した場合は、受付を終了します。

令和5年度は **105件**
の現地相談に対応!
利用した方の **97.4%***
が参考になったと回答!

*令和4年度専門家派遣制度
利用者アンケート結果

New

平日が難しい方のために、今年度は土日祝の派遣を試行します。

※ 専門家の調整が見つからない場合、曜日の変更をお願いすることがあります。

2 住まいの将来を考える おしかけ講座

地域の皆さんの集まり（概ね 5 名以上）に、司法書士や地域の空き家相談員といった専門家と市職員がお伺いし、空き家の発生予防につながる相続等に関するミニ講座を開催します。



(1) 講座のテーマ一覧 ()内は所要時間の目安 入門編

- ・ 司法書士：住まいの将来を考える基礎講座（30分）
- ・ 地域の空き家相談員：空き家で困らないためにいま準備すること（30～60分）

実践編（司法書士）

- ・ 基本の登記簿講座（20分）
- ・ 遺言書・エンディングノート作成のススメ（30～60分）

(2) 所要時間

上記の時間をもとに、御希望に合わせて開催

(3) 開催日時

申込日から1箇月後以降で御希望をもとに決定

(4) 開催場所

京都市内であればどこへでもお伺いします。
また、オンラインの実施も可能です。

(5) 費用 無 料

(6) 申込方法

ホームページから申込書をダウンロードして必要事項を記入し、FAX、郵送又は「空き家相談窓口」（下部参照）にてお申込みください。申込書は窓口でも配布しており、また、ホームページのフォームからも申し込みいただけます。

（URL）<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000167926.html>

(7) その他

年度途中で予算額に達した場合は、受付を終了します。

New

司法書士のほか、新たに地域の空き家相談員による講座テーマも設けました！
いま準備しておくべきことを不動産の現場経験に基づいてお話しいただけます。

令和5年度は
17回開催
のべ**367名**が受講！

京都市地域の空き家相談員や各種支援制度については、

ウェブサイト **京都市空き家対策室** を御覧ください！

（URL）<https://akiya.city.kyoto.lg.jp/>



あきやん博士

お問合せ先

空き家相談窓口〈都市計画局住宅室住宅政策課内〉

住 所 〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地（分庁舎 3 階）

電 話 075-231-2323 FAX 075-222-3526

受付時間 午前 9 時～午前 11 時 30 分、午後 1 時～午後 4 時 30 分

（土・日・祝・年末年始を除く）